

(目的)

第1条 この条例は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び特定野生鳥獣関係団体の役割を明らかにするとともに、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって良好な生活環境の確保及び活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「特定野生鳥獣」とは、ニホンザル、タヌキ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、カワウ、カラスその他市民の生命、身体若しくは財産、生態系又は生活環境に係る被害を生じ、又は生じさせるおそれのある野生鳥獣をいう。ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第1項の第一種特定鳥獣となった野生鳥獣を除く。

2 この条例において特定野生鳥獣について「管理」とは、現在及び将来における市民の生命及び身体の安全、農林水産物等の被害の防止、自然環境の保全又は良好な生活環境の確保を図る観点から、人為的にその生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。

3 この条例において特定野生鳥獣について「有効活用」とは、捕獲等をした特定野生鳥獣を自然の恵みとしてできる限り有効に活用することをいう。

4 この条例において「特定野生鳥獣関係団体」とは、特定野生鳥獣の管理又は有効活用に資する取組を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 特定野生鳥獣の管理及び有効活用は、良好な生活環境を将来の世代に継承することができるように、適切に行われなければならない。

2 特定野生鳥獣の管理及び有効活用は、地域における多様な生態系を保全し、自然と人間との共生を確保するとともに、その取組が地域の活力の向上に資するように、適切に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、特定野生鳥獣の特性に関する理解を深め、市が行う特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に協力するよう努めるものとする。

(特定野生鳥獣関係団体の役割)

第6条 特定野生鳥獣関係団体は、基本理念にのっとり、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に関与する人材の育成、その有効活用のための手法に関する情報の発信等特定野生鳥獣の管理及び有効活用に資する取組を行うよう努めるものとする。

2 特定野生鳥獣関係団体は、市が実施する特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の策定)

第7条 市は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に関する施策の策定に当たっては、基本理念にのっとり、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行うものとする。

(施策の推進)

第8条 市は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に関する施策を推進するため、次の各号に掲げる事項を推進するものとする。

- (1) 特定野生鳥獣の個体数調整に関すること。
- (2) 人と特定野生鳥獣とが真に共生する地域づくりに関すること。
- (3) 特定野生鳥獣の管理及び有効活用を実施するために必要な体制整備に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定野生鳥獣の管理及び有効活用を図るために必要な事項の推進に関すること。

(調査研究の推進)

第9条 市は、前条の施策を効果的に行うため、次の各号に掲げる事項に係る調査研究を進めるものとする。

- (1) 特定野生鳥獣の生態及び捕獲技術に関すること。
- (2) 捕獲した特定野生鳥獣の学術研究及び食品化等有効活用に関すること。
- (3) 猟友会会員の高齢化及び人員減少対策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施策を実施するために必要な事項に関すること。

(連携協力体制の整備)

第10条 市は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、県、市民、近隣市町及び特定野生鳥獣関係団体等が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整

備するものとする。

(調査研究に係る組織の設置)

第11条 市長は、第9条の調査研究を行うための組織を設置することができる。

(財政的措置)

第12条 市は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に関する施策を推進するため、必要な財政的措置を講ずるよう努めるものとする。

(啓発活動の推進)

第13条 市は、市民が特定野生鳥獣の管理及び有効活用に関する理解を深めるため、啓発及び広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動への支援)

第14条 市は、市民又は特定野生鳥獣関係団体等が自発的に行う特定野生鳥獣の管理及び有効活用に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第15条 市は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に資するため、特定野生鳥獣の状況その他必要な情報を市民等に提供するよう努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。